

(平成29年度第2回鹿児島県国民健康保険運営協議会)

国民健康保険事業費納付金等の 算定方法(案)について

国保事業費納付金等における本県の主な算定方針等について（案）

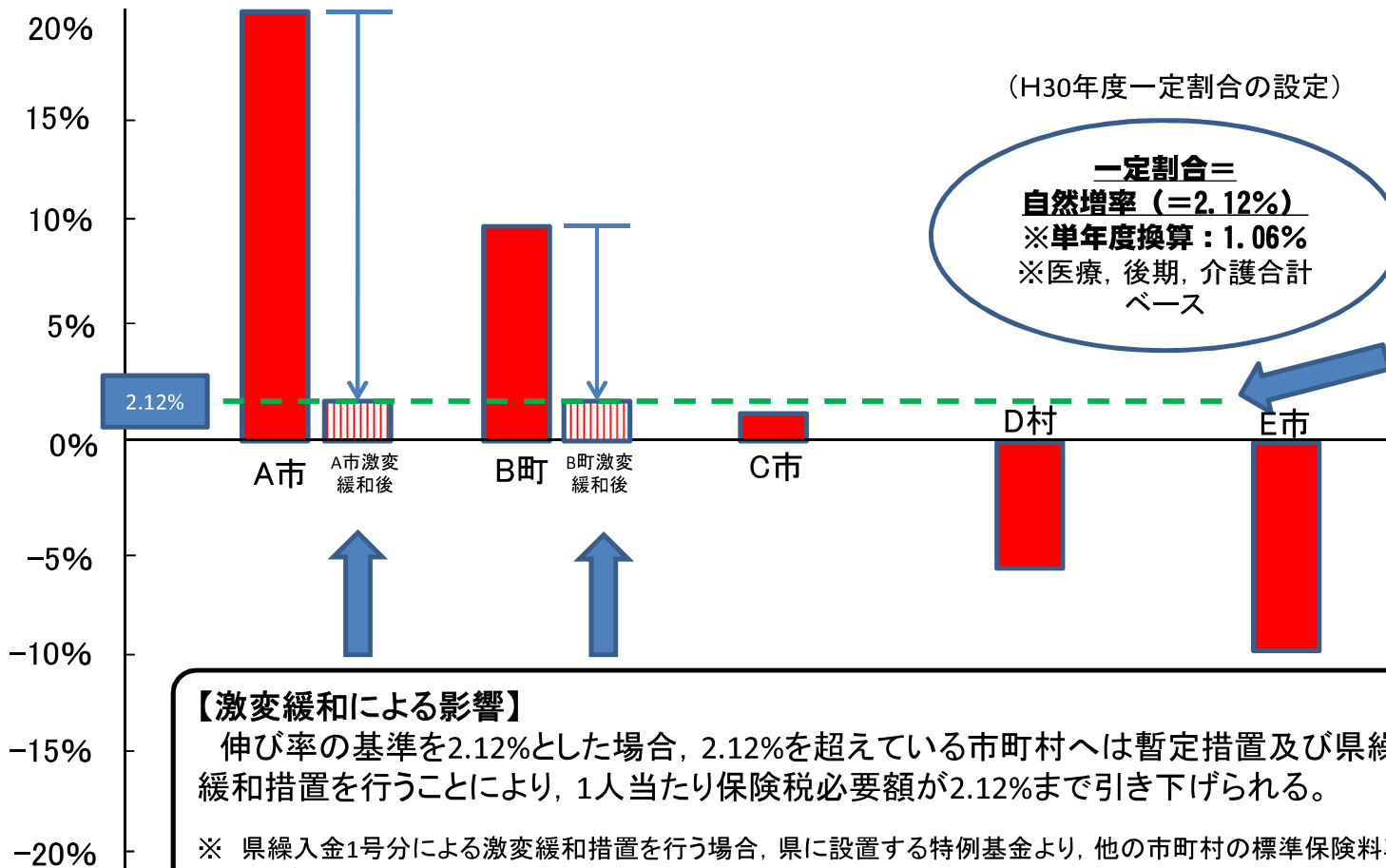
	項 目	算 定 方 針 等
1 算定方針 基礎的な	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない。（※統一に向けては引き続き検討）
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。
	③納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	対象範囲は拡大しない。
2 主に納付金の算定に必要な 係数、方針	① α の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha=1$ を基本（激変緩和で α の調整は基本行わない）。
	② β の設定の仕方（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分） ※必要に応じ、 β' についても設定	β =所得係数を基本（激変緩和で β の調整は基本行わない）。
	③賦課限度額 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる）	地方税法施行令に示されている限度額とする。 （H29：医療分54万円、後期分19万円、介護分16万円）
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。（=3方式）
3 主に標準保険料率の算定に必要な 係数、方針	①標準的な収納率 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分／各市町村の規模別等）	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。
	②標準的な算定方式（2方式、3方式、4方式）	3方式
	③所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	所得割指数=1.0、均等割指数=0.7、 平等割指数=0.3
	④県繰入金（1号分）を活用した激変緩和措置の調整する範囲 （標準保険料率の算定に必要な保険料総額(e)の増加を一定割合以内に収める際の基準）	平成28年度からの自然増率（保険料収納必要総額ベース） ※ただし、自然増率がマイナスの場合は0%とする。 ※医療、後期、介護、計のそれぞれに設定
	⑤保険者努力支援制度の県分の扱い（再掲）	2④と同じ

※考え方は国保運営方針案に記載のとおり

1人当たり保険税必要額の激変緩和について

【1人当たり保険税必要額の平成28年度からの伸び率】

丈比への対象は平成28年度で固定であり、平成30年度は2年間の伸び、31年度は3年間の伸び…を基準に激変緩和を検討する。



【一定割合の設定】
 平成28年度からの伸び率が何%以上の場合を対象に激変緩和を行うか？
 → 平成28年度から30年度にかけての保険料収納必要総額の伸び率(自然増率)を用いる。

【激変緩和による影響】
 伸び率の基準を2.12%とした場合、2.12%を超えている市町村へは暫定措置及び県繰入金1号分を活用して激変緩和措置を行うことにより、1人当たり保険税必要額が2.12%まで引き下げられる。

※ 県繰入金1号分による激変緩和措置を行う場合、県に設置する特例基金より、他の市町村の標準保険料率に影響を及ぼさないよう配慮することができる(H30~35)。
 ※ 一定割合は、平成28年度から平成30年度への県全体の保険料収納必要総額の伸び率(マイナスの場合は0%)とする。保険料収納必要総額は、県全体の保険給付費等から前期高齢者交付金や定率国庫等の公費等を控除した保険者が負担する額である。そのため、各市町村の保健事業等も反映した1人当たり保険税必要額(標準保険料率ベース)とは異なる(後期高齢者支援金分、介護納付金分も同様。)

国保事業費納付金等の仮算定について

(注意)

- ・ 現時点で国から示された仮係数等を用いて平成30年度の国保事業費納付金等の仮算定を行ったものであり、今後確定係数等を用いて算定を行うことに伴い、数値が変動する。
- ・ この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

仮算定の趣旨及び主な前提

1 仮算定の趣旨

平成30年度の国保事業費納付金等の算定に向け、現時点で国から示されている仮係数等を用いて仮算定を行うもの。

2 仮算定の主な前提

- (1) 平成30年度の公費拡充1,700億円のうち、約1,500億円を反映(全国ベース)。
※ 本県では、27億円程度の公費拡充を反映。
- (2) 対象年度は平成30年度。
※ 仮係数をもとに算定しているため、今後の確定係数を反映する算定では数値が変わりうることに留意。
- (3) 平成28年度決算ベースの一人当たり保険税額(年間ベース)と丈比べを行い、保険税負担が急激に上昇しないよう激変緩和措置を行う。
※ 激変緩和措置の具体的な方法については、国のガイドライン等を踏まえ、県と市町村で協議によりとりまとめた手法を用いた。
- (4) 算定方法に係るその他の主な前提(いずれも県国保運営方針案記載どおり)
 - α (医療費水準反映係数) = 1
 - β (所得シェア反映係数) = 本県の所得係数
(医療分:0.65程度, 後期高齢者支援金分:0.68程度, 介護納付金分:0.66程度)
 - 標準的な収納率は、平成26年度～28年度の3ヶ年平均
 - 標準的な算定方式は3方式
 - 「H30保険税必要額(試算による標準保険料率ベース)A」は、平成30年度の医療費や所得の見込み等を用いて算定。
 - 「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」は、年報や療給データ等から算出した平成28年度の保険税収納必要総額の決算額(決算補填等目的の法定外一般会計繰入額等は反映していない)であり、県で算出したものである。
- (5) 激変緩和措置に係る主な前提
 - 「H30保険税必要額(試算による標準保険料率ベース)A」が、「H28保険税必要額(H28決算ベース)B」から一定割合を超えて上昇する場合は、暫定措置、県繰入金1号分を活用し上昇を抑える。(一定割合=2.12%(単年度1.06%))
 - 激変緩和措置のための県繰入金1号分を活用する場合は、その相当額の一部に対し、激変緩和措置のための特例基金を活用し、ほかの市町村に影響が出ないよう配慮。

主な仮算定結果（①激変緩和前の概要）

3 主な仮算定結果

激変緩和前

(1) 仮算定結果の保険税必要額への影響（激変緩和前の概要）

ア 一人当たり比較（県平均）

- ・ **H30保険税必要額（仮算定による標準保険料率ベース）105,156円 A（年間ベース）**

※H30年度からの国の公費拡充を一部反映。

※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。

※医療分，後期高齢者支援金分，介護納付金分の合計額。

- ・ **H28保険税必要額（H28決算ベース） 98,128円 B（年間ベース）**

- ・ **比較 A-B（伸び率） 7,028円(+7.16%) ※単年度換算3.52%**

※この金額は，低所得者に対する国保税の軽減措置や，一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため，被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 県平均の一人当たり保険税必要額(A-B)が増加する主な理由

- ・ 医療費の増加及び被保険者数の減少等により，平成28年度と比較して平成30年度は1人当たり保険給付費等の増加が見込まれるため。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 31市町村
うち増加率が30%以上 0市町村
- ・ 減少した市町村 12市町村
うち減少率が30%以上 1村

○ 個別の市町村で増減が発生する主な理由（制度改革に伴う理由）

- ・ 現行制度では，市町村がそれぞれ，実際にかかった保険給付費等を負担し，公費等を受け入れているが，新制度では，保険給付費等の負担は年齢調整後の医療費水準や所得水準等に基づき納付金制度により負担することに加え，国普通調整交付金や前期高齢者交付金等の公費等も一旦都道府県が受け入れることとなり，公費等の入り方がこれまでと変わるため。

主な仮算定結果（②激変緩和措置の概要）

（2）激変緩和措置の概要

		激変緩和前	激変緩和後	
一定割合（※）		—	合計 2.12%	単年度換算：1.06%
			医療分 3.84%	単年度換算：1.90%
			後期高齢者支援金分 0.47%	単年度換算：0.23%
			介護納付金分 0.00%	単年度換算：0.00%
下限設定		—	なし	
激変緩和措置所要額		—	23億54百万円	
財源	暫定措置	—	3億42百万円	
	県繰入金1号分	—	20億12百万円	
特例基金の活用		—	4億10百万円	
H30保険税必要額（仮算定による標準保険料率ベース）A（県平均，年間）		105,156円	99,132円	
H30保険税必要額（仮算定による標準保険料率ベース）Aの平成28年度決算ベースBからの伸び率（県平均，年間）		7.16% （単年度換算：3.52%）	1.02% （単年度換算：0.51%）	
	最大伸び率	25.89% （単年度換算：12.20%）	2.12% （単年度換算：1.06%）	
	最小伸び率	▲35.21% （単年度換算：▲19.51%）	▲35.21% （単年度換算：▲19.51%）	
	増加市町村数	31	31	
	減少市町村数	12	12	

※ 一定割合は、国保事業費納付金の算定基礎となる県総額の平成28年度から平成30年度への伸び率である（マイナスの場合は0%）。国保事業費納付金の算定基礎となる県総額は、保険給付費等から前期高齢者交付金や定率国庫等の公費等を除いた額である（後期高齢者支援金分、介護納付金分も同様）。

主な仮算定結果（③激変緩和後の概要）

激変緩和後

(3) 仮算定結果の保険税必要額への影響(激変緩和後の概要)

ア 一人当たり比較(県平均)

- ・ **H30保険税必要額(仮算定による標準保険料率ベース) 99,132円 A (年間ベース)**

※H30年度からの国の公費拡充を一部反映。

※標準的な収納率調整前の収納必要額(e)。

※医療分, 後期高齢者支援金分, 介護納付金分の合計額。

- ・ **H28保険税必要額(H28決算ベース) 98,128円 B (年間ベース)**

- ・ **比較 A-B(伸び率) 1,004円(+1.02%) ※単年度換算0.51%**

※この金額は, 低所得者に対する国保税の軽減措置や, 一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため, 被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 激変緩和前より県平均の一人当たり保険税必要額(A-B)が減少する理由

- ・ 激変緩和措置において, 暫定措置, 県繰入金1号分(激変緩和用)及び特例基金の活用を行ったことにより, 県全体の保険税必要額が減少したため。

イ 個別市町村の状況

- ・ 増加した市町村 31市町村
うち増加率が30%以上 0市町村
- ・ 減少した市町村 12市町村
うち減少率が30%以上 1村

主な仮算定結果（④市町村単位の保険税必要額への影響）

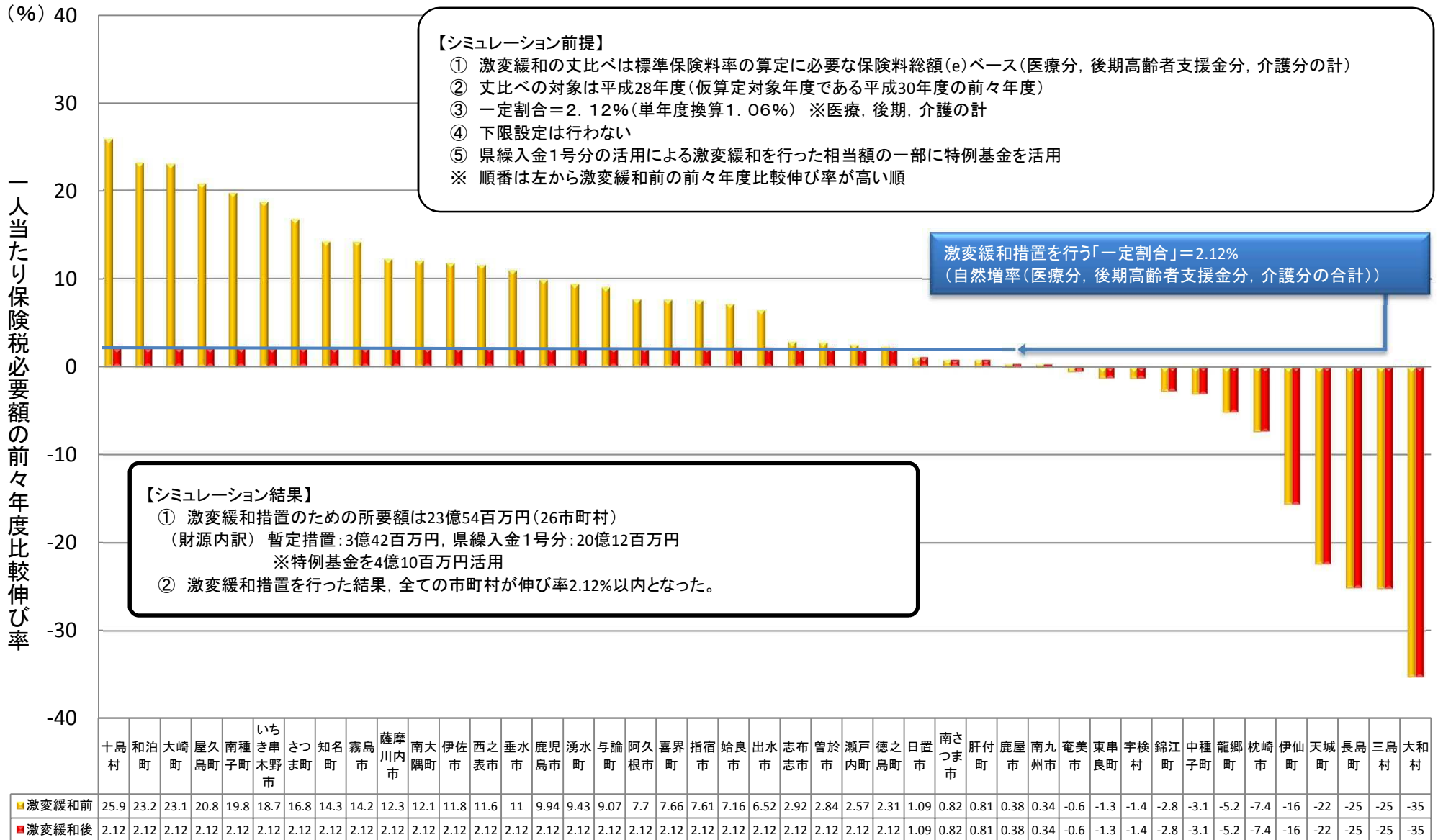
(4) 市町村単位の保険税必要額への影響(激変緩和の前後)

【激変緩和】前提：一定割合＝2.12%(単年度換算1.06%)、下限設定なし

市町村名	一人当たり保険税必要額									
	H28決算ベース B		H30仮算定による標準保険料率ベース A							
	激変緩和前					激変緩和後				
金額 ①	金額 ②	H28決算ベースBとの差額 ③(②-①)	2年伸び率 ④(③/①)	単年度換算伸び率 ⑤(④単年度換算後)	金額 ⑥	H28決算ベースBとの差額 ⑦(⑥-①)	2年伸び率 ⑧(⑦/①)	単年度換算伸び率 ⑨(⑧単年度換算後)		
円	円	円	%	%	円	円	%	%		
十島村	87,241	109,825	22,584	25.89	12.20	89,094	1,853	2.12		1.06
和泊町	81,989	101,017	19,028	23.21	11.00	83,730	1,741	2.12		1.06
大崎町	97,465	119,931	22,466	23.05	10.93	99,534	2,069	2.12		1.06
屋久島町	70,685	85,405	14,720	20.82	9.92	72,187	1,502	2.12		1.06
南種子町	91,926	110,099	18,173	19.77	9.44	93,877	1,951	2.12		1.06
いちき串木野市	104,630	124,237	19,607	18.74	8.97	106,852	2,222	2.12		1.06
さつま町	108,270	126,430	18,160	16.77	8.06	110,569	2,299	2.12		1.06
知名町	78,666	89,898	11,232	14.28	6.90	80,337	1,671	2.12		1.06
霧島市	87,953	100,481	12,528	14.24	6.88	89,820	1,867	2.12		1.06
薩摩川内市	94,225	105,801	11,576	12.29	5.96	96,225	2,000	2.12		1.06
南大隅町	100,404	112,552	12,148	12.10	5.88	102,535	2,131	2.12		1.06
伊佐市	98,887	110,556	11,669	11.80	5.74	100,987	2,100	2.12		1.06
西之表市	84,125	93,872	9,747	11.59	5.63	85,912	1,787	2.12		1.06
垂水市	103,169	114,527	11,358	11.01	5.36	105,359	2,190	2.12		1.06
鹿児島市	102,423	112,608	10,185	9.94	4.85	104,598	2,175	2.12		1.06
湧水町	89,676	98,136	8,460	9.43	4.61	91,580	1,904	2.12		1.06
与論町	83,448	91,016	7,568	9.07	4.44	85,219	1,771	2.12		1.06
阿久根市	100,378	108,105	7,727	7.70	3.78	102,509	2,131	2.12		1.06
喜界町	69,410	74,727	5,317	7.66	3.76	70,884	1,474	2.12		1.06
指宿市	106,275	114,362	8,087	7.61	3.74	108,532	2,257	2.12		1.06
姶良市	97,632	104,620	6,988	7.16	3.52	99,705	2,073	2.12		1.06
出水市	91,095	97,031	5,936	6.52	3.21	93,030	1,935	2.12		1.06
志布志市	94,331	97,086	2,755	2.92	1.45	96,334	2,003	2.12		1.06
曾於市	110,193	113,321	3,128	2.84	1.41	112,534	2,341	2.12		1.06
瀬戸内町	65,047	66,719	1,672	2.57	1.28	66,429	1,382	2.12		1.06
徳之島町	65,324	66,830	1,506	2.31	1.15	66,711	1,387	2.12		1.06
日置市	103,393	104,525	1,132	1.09	0.55	104,525	1,132	1.09		0.55
南さつま市	113,145	114,078	933	0.82	0.41	114,078	933	0.82		0.41
肝付町	96,072	96,852	780	0.81	0.41	96,852	780	0.81		0.41
鹿屋市	95,673	96,033	360	0.38	0.19	96,033	360	0.38		0.19
南九州市	121,616	122,027	411	0.34	0.17	122,027	411	0.34		0.17
奄美市	75,326	74,892	▲434	▲0.58	▲0.29	74,892	▲434	▲0.58		▲0.29
東串良町	123,531	121,879	▲1,652	▲1.34	▲0.67	121,879	▲1,652	▲1.34		▲0.67
宇検村	84,750	83,591	▲1,159	▲1.37	▲0.69	83,591	▲1,159	▲1.37		▲0.69
錦江町	109,426	106,345	▲3,081	▲2.82	▲1.42	106,345	▲3,081	▲2.82		▲1.42
中種子町	99,214	96,132	▲3,082	▲3.11	▲1.57	96,132	▲3,082	▲3.11		▲1.57
龍郷町	102,291	96,970	▲5,321	▲5.20	▲2.64	96,970	▲5,321	▲5.20		▲2.64
枕崎市	115,257	106,774	▲8,483	▲7.36	▲3.75	106,774	▲8,483	▲7.36		▲3.75
伊仙町	68,890	58,125	▲10,765	▲15.63	▲8.14	58,125	▲10,765	▲15.63		▲8.14
天城町	63,392	49,181	▲14,211	▲22.42	▲11.92	49,181	▲14,211	▲22.42		▲11.92
長島町	114,010	85,410	▲28,600	▲25.09	▲13.45	85,410	▲28,600	▲25.09		▲13.45
三島村	189,735	141,999	▲47,736	▲25.16	▲13.49	141,999	▲47,736	▲25.16		▲13.49
大和村	115,187	74,629	▲40,558	▲35.21	▲19.51	74,629	▲40,558	▲35.21		▲19.51
県計	98,128	105,156	7,028	7.16	3.52	99,132	1,004	1.02		0.51

(注)この表の金額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の実負担額とは異なる。

一人当たり保険税必要額の前々年度比較伸び率のシミュレーション（激変緩和措置前後比較）



仮算定結果を踏まえた今後の取組

4 仮算定結果を踏まえた今後の取組

(1) 平成30年度の当初予算編成及び国保税の決定の参考として活用

仮算定結果を、各市町村においても、運営協議会への説明、平成30年度予算編成及び税率改定等の検討の材料として活用する。

※ 確定係数を踏まえた本算定においては数値の変更等が有りうることに十分留意する必要がある。

(2) 平成30年度算定(確定係数の反映)の実施

平成29年12月頃から平成30年1月にかけて、国の確定係数等を踏まえ、平成30年度の国保事業費納付金や標準保険料率の本算定を行う。

【参考】 仮算定における公費の拡充の反映

	H29.7.5事務レベル WG最終とりまとめ (全国ベース)	H30年度仮算定			仮算定への 反映方法
		全国ベース	本県配分額	全国ベースに 占めるシェア	
合 計	1,700億円	1,500億円	26.8億円	1.8%	
財政調整機能の強化	800億円	650億円	14.7億円	2.3%	
普調	300億円	300億円	9.2億円 (※1)	3.1%	納付金算定基礎額 から差し引く
暫定措置	300億円	250億円	3.4億円	1.4%	激変緩和措置に活 用
特調(都道府県分)	100億円	100億円	2.1億円 (※2)	2.1%	納付金算定において 各市町村へ再配分
特調(市町村分)	100億円	0億円	0億円	—	—
保険者努力支援制度	800億円 ※別途特調より200億円	800億円 ※別途特調より200億円	11.4億円	1.4%	
都道府県分	500億円	500億円	5.8億円	1.2%	納付金算定基礎額 から差し引く
市町村分	300億円 ※別途特調より200億円	300億円 ※別途特調より200億円	4.9億円 ※別途特調よ り3.3億円	1.6%	標準保険料率の算 定に必要な保険料 額から差し引く
特別高額医療費共同事業への 国庫補助の拡充	数十億円	60億円	0.7億円	1.2%	各市町村の納付金 額から減

(※1) 普調のH30年度仮算定本県配分額は、H27年度決算ベース普調の本県配分割合3.1%に、300億円を乗じて算出したもの。

(※2) 特調(都道府県分)のH30年度仮算定本県配分額は、拡充分の100億円見合いの額である(総額200億円見合いでは4.1億円)。